

行政処分公表

当社洛南営業所は近畿運輸局より、以下の行政処分を受けました。今回の処分を厳粛に受け止め、事業の改善に努めてまいります。

1. 行政処分日 2018年6月29日（金）
2. 処分内容 輸送施設の使用停止（10日車）
3. 主な処分条項 事業計画及び運行計画に定める業務の確保違反
 （道路運送法第16条第1項違反）
4. 当該処分に基づき講じる措置
 運行管理者及び乗務員に対し、適切な運行を確保するため誠実に職務を遂行するよう適切な指導監督に努めます。

以 上

行政処分の公表

当社枚方営業所は近畿運輸局より、以下の行政処分を受けました。今回の処分を厳粛に受け止め、事業の改善に努めてまいります。

1. 行政処分日 2019年11月13日（水）
2. 処分内容 輸送施設の使用停止（10日車）
3. 主な処分条項 運行計画の変更事前届出違反
 （道路運送法第15条の3第1項違反）
4. 当該処分に基づき講じる措置
 運行管理者及び乗務員に対し運行計画に基づく運行
 経路を遵守するよう適切な指導監督に努めます。

以上

行政処分の公表

当社京田辺営業所は近畿運輸局より、以下の行政処分を受けました。今回の処分を厳粛に受け止め、事業の改善に努めてまいります。

1. 行政処分日 2020年1月10日（金）
2. 処分内容 輸送施設の使用停止（10日車）
3. 主な処分条項 事業計画及び運行計画に定める業務の確保違反
（道路運送法第16条第1項違反）
4. 当該処分に基づき講じる措置
 運行管理者及び乗務員に対し、適切な運行を確保するため誠実に職務を遂行するよう適切な指導監督に努めます。

以 上

行政処分の公表

当社京田辺営業所は近畿運輸局より、以下の行政処分を受けました。今回の処分を厳粛に受け止め、事業の改善に努めてまいります。

1. 行政処分日 2020年7月29日（水）
2. 処分内容 文書警告
3. 主な処分条項 「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導監督義務違反
（道路運送法第27条第3項違反）
（旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項違反）
4. 当該処分に基づき講じる措置
乗務員に対し法令の遵守、輸送の安全および旅客の安全を確保するため誠実に職務を遂行するよう適切な指導監督に努めます。

以上